

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部
を改正する省令について

1 改正の趣旨

- (1) 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）に基づき、米穀、麦、その他の重要な農産物に係る農業の担い手であって効率的に農業生産を行うことができる一定の経営規模以上の者等に対し、収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金（以下「収入減少影響緩和交付金」という。）を交付してきたところ。
- (2) 収入減少影響緩和交付金は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットとして米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度であり、農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の 9 割を補填（財源は農業者と国が 1 対 3 の割合で負担）するものである。

当該制度に係る加入申請期間は毎年 4～6 月末までであり、補填の財源となる農業者の積立金の納付期限は、同年 8 月末までとなっている。

- (3) 「令和 8 年熊本地震」の発生に伴う家屋等の倒壊等の被害により、日常生活に多大な支障を来している農業者が多く存在している。

このような中、収入減少影響緩和対策における令和 8 年産の対象農産物に係る積立金の納付期限（8 月 31 日）が迫っているところであるが、当該地震の影響により、

- ① 倒壊した家屋等の復旧作業等、住民の生活の再建に総力を注がざるを得なくなっている地域があること
- ② これらの地域においては、積立金の納付の手続を行ういとまもなく、また、本対策に係る市町村、農協等においても、復旧作業等に追われ、積立金の納付の手続に係る援助を行える状況にないこと

等から、このままの状況では、納付期限までに積立金の納付ができず、来年度において、これらの地域の農業者が本対策による交付金の交付を受けられなくなることが懸念されることから、納付期限の延長措置を講ずるもの。

2 改正の概要

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成 18 年農林水産省令第 59 号。以下「規則」という。）第 11 条第 1 項第 2 号イの規定により令和 8 年度における積立金の納付期限が交付前年度（令和 8 年）の 8 月 31 日とされているところ、附則第 19 条を新設し、規則第 11 条第 1 項第 2 号イの規定を読み替えることにより、当該期限を令和 8 年 10 月 31 日まで延長する措置を追加する。

3 施行期日

公布の日